

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項

（目的及び設置）

第1条 「第2次宇治市教育振興基本計画」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担任事項）

第2条 協議会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 小中一貫教育の学校運営に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る施設・環境整備に関すること。
- (4) 小中一貫教育の研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宇治市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 地域関係諸団体代表者
- (4) 宇治市立小学校及び中学校関係者
- (5) その他教育長が認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置し、必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

2 専門部会に部会長を置く。部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の構成員は、部会長の推薦により、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部教育総合推進センター学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月4日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成23年6月1日から施行する。

2 平成23年度における最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成26年6月1日から施行する。

2 委嘱後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。